

R 8 農業支援サービストライアル事業（概要版）

スマート農業機械や特別な資格がなくても、最新の省力技術を活用できる「農業支援サービス」の利用を促進するため、農業支援サービス事業体（作業の受託者）に対し、作業費用の一部を助成します。

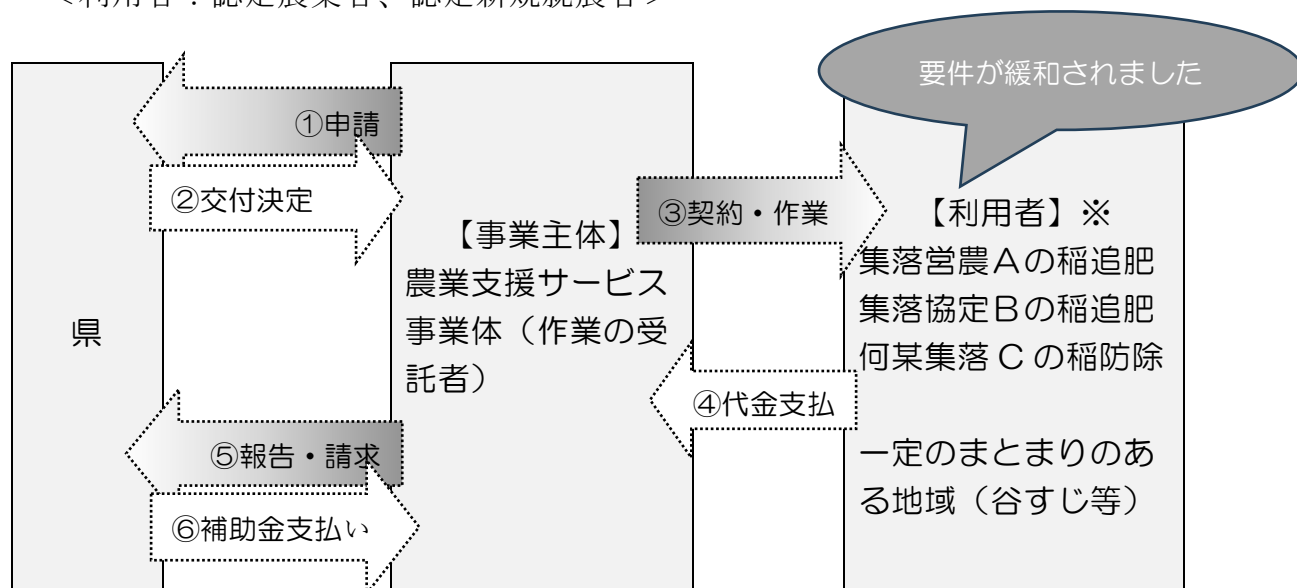
1 事業実施主体（補助金を受け取る者）

農業支援サービス事業体（民間事業者、J A、作業受託をしている生産者等）

2 対象となる作業

利用者が初めて外部委託する以下の作業

- ① 水稻・麦・大豆・野菜・花きへのドローンを使った作業（防除・施肥等）
＜利用者：集落営農組織や協定など一定のまとまりのある集団＞
- ② 果樹へのドローンを使った作業（防除・施肥・資材塗布等）
＜利用者：認定農業者、認定新規就農者＞



※これまでにドローンを使った同じ作業を委託したことがない利用者に限ります。

※利用者（作業の委託者）に補助金申請に係る事務はありません

※③契約・作業の終了後に①②の事務はできません。

3 補助金額の上限と計算方法

① 上限：30万円／事業実施主体／年

② 計算方法

＜稲・麦・大豆・野菜・花き＞

定額（800円/10a）又は補助対象（税抜作業）経費の1/2以内のいずれか低い額

＜果樹＞

定額（3,000円/10a）又は補助対象（税抜作業）経費の1/2以内のいずれか低い額